吉 農 振 第 213 号 令 和 7 年 10 月 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

吉野ヶ里町長

市町村名(市町村コード)		吉野ヶ里町
		(41327)
地域名 (地域内農業集落名)		田手地区
		(吉野ヶ里、田手村、田手宿、カ田、衣村、伊保戸)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年9月29日
		(第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

この地域は、農家、非農家が混在している。水稲や麦・大豆を主体にイチゴなどの施設園芸による農業生産活動が展開されている。地域の農業者は、集落営農による共同化により大型機械の導入・生産活動の合理化等を行ってきたが、余剰労働力の活用による施設園芸を進めていく必要がある。今後も当地域の基幹産業は農業であり、需要に応じた農産物の安定供給に努め、生産性の高い農業経営を育成するため、優良農地の確保と農地の集積を推進し、農地の有効活用の誘導に努め農業の振興を図らなければならない。また、核家族化・兼業化が進む農業集落の維持のため就労の場・分家住宅の確保・利便性を図る商店の整備が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

田手地域は、ほぼ全域で圃場整備事業が完了しており、将来に渡り稲作を基幹として水田裏作の麦、転作大豆等の水田農業を主体に、施設・露地園芸を積極的に取り入れた農業生産を推進する。

とりわけ、水田農業では集落営農組織や担い手農家へ農地集積による生産規模の拡大による農業経営と生産 の効率化を進めるとともに、園芸農業においては、収益性の高い施設園芸の生産拡大を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		99.5 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	99.5 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、新たな担い手の確保を模索する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項				
	(1)農用地の集積、集約化の方針				
	当面は、現在の担い手が地区内の農地を管理していく。				
	(2)農地中間管理機構の活用方針				
	農地バンクへの貸付面積を拡大し、担い手への集約化を進める。				
	(3)基盤整備事業への取組方針				
	現在のところ基盤整備事業の計画はない。				
法人や他地域からの参入について申し出があれば検討する。					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
	町内に農業支援サービス事業体はないため、利用の計画はない。				
し 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	□ ① ① ① ② 1 ② 1 ② 1 ② 1 ③ 2 ② 2 ③ 2 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
	□ 6燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ 8農業用施設 □ 9耕畜連携等 □ ⑩その他				
	【選択した上記の取組方針】				